

由布市周遊観光バスツアー助成金 募集要領

1. 目的

本要領は、由布市周遊観光バスツアー助成金交付要綱（以下「要綱」という。）で規定する事項のうち、由布市周遊観光バスツアー助成金（以下「助成金」という。）の円滑な運用を図るため、助成金交付の対象となる周遊観光バスツアー（以下「ツアー」という。）や助成金交付の手順に関する事項を定めたものです。

2. 助成対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けているかつ事業所が日本国内に所在する旅行業者（以下「事業者」という。）に限定します。

ただし、自己又は自社の役員等及びツアーの参加者全員が暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこととします。

3. 助成金額及び助成対象要件

この助成金は、精算払の方法により交付するものとし、その限度額は、1事業者当たり年間65万円とします。助成対象要件とツアーの種類に応じた1催行当たりの助成金額は次のとおりです。

ツアーの種類	日帰り (由布市での宿泊を伴わない)	宿泊（1泊以上）
助成金額（1催行）	50,000円	100,000円
助成対象要件 ※全て満たす必要あり	(1) 1催行当たりの参加者が10名以上（乗務員及び添乗員を除く。）のツアーであること。 (2) 往復ともに貸切バスを使用し、添乗員が同行すること。 (3) 由布市内5地域（由布院・湯平・塚原・挾間・庄内）のうち3地域以上の観光施設（飲食店を含む。）を巡るツアーであること。 (4) 宿泊ツアーの場合は、由布市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。 (5) 由布市が実施するマナーアップ啓発を、ツアー参加者全員に周知すること。 (6) ツアーの参加者に所定のアンケートを回答させ、集計結果を提出すること。 (7) 他の補助金、助成金を受けていないこと。 (8) 以下を対象とするツアーでないこと。	

	ア 学校行事 イ 国、地方公共団体又は公的団体が実施する会議又は研修旅行 ウ 宗教活動又は政治活動を目的としたツアー エ その他市長が不適当と認めるツアー
--	--

4. 助成対象期間

令和7年9月1日～令和8年3月1日までに行われるツアーが対象です。

ただし、助成金に係る予算が終了次第、助成事業は終了となります。

5. 助成金の交付申請

(1) 申請期間

助成の対象となるツアー開始日の10日前までに郵送、持参又はメールにて提出してください。

(2) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出してください。

- ・由布市周遊観光バスツアー助成金交付申請書（様式第1号）
- ・由布市周遊観光バスツアー実施計画書（様式第2号）
- ・行程表
- ・その他市長が必要と認める書類

6. 助成金の交付決定

助成金の交付申請があった場合には内容を審査し、適正と認めるときは、由布市周遊観光バスツアー助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知します。

7. 変更（中止）の承認申請

交付決定額の増額は認められません。

交付決定後に、次のいずれかに該当する場合は、由布市周遊観光バスツアー助成事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。なお、提出する際は、必ず事前に商工観光課にご相談ください。

- (1) 交付申請内容（事業主体や事業目的など）を変更するとき。
- (2) ツアーを中止するとき。

なお、助成対象要件を満たす参加人数の変更等、軽微な変更の場合は、変更手続きは不要です。

8. 変更（中止）の承認通知

助成金の変更（中止）承認申請があった場合には内容を審査し、承認したときは、由

布市周遊観光バスツアー助成事業変更（中止）承認通知書（様式第5号）により通知します。

9. 実績報告

（1）提出期間

ツアー終了後30日以内に郵送、持参又はメールにて提出してください。

（2）提出書類

次の書類を1部ずつ提出してください。

- ・由布市周遊観光バスツアー助成事業実績報告書（様式第6号）
- ・ツアーの内容(参加人数、ツアー実施写真等)が確認できる書類
- ・参加者に対して実施したアンケートの集計結果
- ・その他市長が必要と認める書類

10. 助成金の額の確定

実績報告があった場合には内容を審査し、適正と認められるときは、由布市周遊観光バスツアー助成金交付確定通知書（様式第7号）により通知します。

11. 助成金の請求

助成金の額の確定を受けた申請者が、助成金の交付を受けようとするときは、由布市周遊観光バスツアー助成金請求書（様式第8号）を提出してください。

12. 注意事項

- （1）提出された書類は返却しませんので、必要な場合は各自でコピーを取っておいてください。また、書類作成に生じた経費は自己負担となります。
- （2）虚偽の申請であることが判明した場合には、交付決定を取り消すことがあります。また、既に交付されている助成金がある場合には返還を求めることがあります。
- （3）助成金に係る証拠書類については、助成事業完了年度から起算して、5年間保管してください。助成金の適正な運用がされているか、調査する場合があります。

13. 書類の提出先・問い合わせ先

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市役所 商工観光課

電話：097-582-1304（直通）

メール：shoko@city.yufu.lg.jp（※）

※本事業に関するメールを送付する際は、件名の最初に【バスツアー助成金】と記載してください。

《手続きの流れ》

旅
行
業
者

①交付申請（様式第1号・第2号）

②交付決定通知（様式第3号）

③変更（中止）承認申請（様式第4号）
※必要が生じた場合

④承認通知（様式第5号）
※③の申請があった場合

⑤実績報告（様式第6号）
※実施後

⑥交付確定通知（様式第7号）

⑦助成金請求（様式第8号）

⑧助成金交付

由
布
市